

知的財産管理技能検定2級完全マスター③著作権法・その他【改訂6版】をご購入いただいた皆様へ

第40回(2021年11月7日実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級完全マスター③著作権法・その他【改訂6版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第40回	2021年11月7日(日)	2021年5月1日
第41回	2022年3月13日(日)	2021年9月1日
第42回	未定	

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

改訂に関連する法律
文化庁ホームページ 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律 (施行:令和2(2020)年10月1日/令和3(2021)年1月1日) URL : https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/ (概要: https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/pdf/92359601_01.pdf) なお、改正のあった条文につきましては、後半に纏めて掲載しています。 参考: https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/pdf/92359601_05.pdf
農林水産省ホームページ 種苗法の一部を改正する法律(令和2年12月2日成立) URL : https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syubyouhou/

※2021年3月12日現在

該当箇所	変更前	変更後
P39 Lesson06 著作者人格権 7 著作者人格権の侵害行為 3行目	<p>…著作者の名誉や声望を害する方法により著作物を利用する行為は、著作者人格権の侵害とみなされ(著 113 条 7 項)、これを名誉声望保持権と呼ぶことがあります。…。</p>	<p>…著作者の名誉や声望を害する方法により著作物を利用する行為は、著作者人格権の侵害とみなされ(著 113 条 11 項)、これを名誉声望保持権と呼ぶことがあります。…。</p>
P60 Lesson08 著作権の変動 3 著作権の活用 5行目～6行目	<p>なお、著作権者から許諾された「著作物を利用する権利」は、著作権者の承諾があれば、譲渡することができます(著 63 条 3 項)。</p>	<p>著作権者は、その著作物の利用を他人に許諾できます(著 63 条)。複数人に対して許諾が可能で、利用許諾に際しては、地域、時期、内容に制限を付すことができます。例えば、内容について、複製、改変、翻案、転売、転貸を禁止するな どです。なお、同時配信等を業として実施している放送事業者が、放送番組の中で著作物等(例：音楽・写真・書籍)を利用する場合、その著作物等の権利者が放送番組での著作物等の利用を認める契約を行う際、別段の意思表示をしていなければ、「放送」に加え「放送同時配信等」(「放送同時配信等」については「15 放送番組の放送同時配信等」にて詳述)での利用も許諾したものと推定されます(著 63 条 5 項)。 著作権者から許諾を受けて著作物を利用している者は、その後、当該著作物の著作権が第三者に譲渡されて著作権者が変更になった場合でも、当該著作物の利用を継続することができます(著 63 条の 2)。変更後の新しい著作権者に對抗するために、利用権の登録等の手続きをする必要はありません(当然対抗制度)。 また、著作権者から許諾された利用方法および条件の範囲内での著作物の利用権は、著作権者の承諾があれば、譲渡することができます(著 63 条 3 項)。</p>

該当箇所	変更前	変更後
P69 Lesson09 著作権の制限 2 私的使用のための複製 1 2 行目～1 4 行目 差し替え	加えて、違法な音楽や映像のデータを、違法と知りながらインターネットでダウンロードする行為も、それが私的使用を目的としていても、複製権侵害に該当します（著 30 条 1 項 3 号）。	インターネット上に違法にアップロードされた音楽・映像を、違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする行為も、それが私的使用を目的としていても、複製権侵害に該当します（著 30 条 1 項 3 号）。 加えて、音楽及び映像以外の著作物全般（漫画・書籍・論文・コンピュータプログラムなど）についても、違法にアップロードされたものだと知りながらダウンロードすると、それが私的使用を目的としていても、複製権侵害となります（著 30 条 1 項 4 号）。
P70 Lesson09 著作権の制限 3 付随対象著作物の利用 1 行目～9 行目 差し替え	写真の撮影、映像の録画などをする際に、他人の著作物が写り込んでしまうことがあります。こうしたいわゆる「 写り込み 」の場合は、形式的には著作権の侵害となるものの、著作権者の利益を不当に害しないような著作物の利用については著作権が制限される規定が設けられています。写り込んでしまう著作物が被写体から 分離困難 であり、加えて写り込んでしまう著作物が撮影しようとする写真や映像からみて 軽微な部分 である場合には、著作権者の許諾なく、他人の著作物を自分の写真等の中に複製することができます。たとえば、人物の写真を撮影した際に背後にキャラクターのポスターが小さく写り込んでしまうような場合です。	写真撮影、録音、録画を行う際や、スクリーンショットや動画投稿・配信プラットフォームを活用した生配信、ゲーム制作にあたっての風景のCG化等を行う際に、メインの被写体に付随して他人の著作物が写り込んでしまうことがあります。こうしたいわゆる「写り込み」の場合は、形式的には著作権の侵害となるものの、著作権者の利益を不当に害しないような著作物の利用については著作権が制限される規定が設けられています。写り込んでしまう著作物（ 付随対象著作物 ）の利用により利益を得る目的の有無、メインの被写体からの分離困難性の程度、被写体全体において当該付随対象著作物が果たす役割等の要素に照らして 正当な範囲内 においては、著作権者の許諾なく、他人の著作物を利用することができます（著 30 条の 2）。たとえば、子供（メインの被写体）にぬいぐるみ（付随対象著作物）を抱かせて撮影するような場合です。
P75 Lesson09 著作権の制限 6 引用 最終行	また、引用の要件を規定した著作権法 32 条を満たし、著作物を利用できる場合には、翻訳することもできます（著 47 条の 6 第 1 項 3 号 ）。	また、引用の要件を規定した著作権法 32 条を満たし、著作物を利用できる場合には、翻訳することもできます（著 47 条の 6 第 1 項 2 号 ）。

該当箇所	変更前	変更後
P81 Lesson09 著作権の制限 1 4 プログラムの著作物の複製物所有者による複製等 4行目	また、 海賊版 であることを知りながら使用権原を取得した場合、その海賊版のプログラムを業務上使用する行為は、著作権の侵害ですので（著 113 条 2 項 ）、…	また、 海賊版 であることを知りながら使用権原を取得した場合、その海賊版のプログラムを業務上使用する行為は、著作権の侵害ですので（著 113 条 5 項 ）、…
P102 Lesson11 著作権の侵害と救済 1 著作権の侵害 リスト①～⑤ 追加・修正	① いわゆる海賊版を国外から輸入・輸出する行為（著 113 条 1 項各号） ② コンピュータプログラムの違法コピーを業務上使用する行為（著 113 条 2 項） ③ 技術的利用制限手段を回避する行為（著 113 条 3 項） ④ 著作物に付された権利管理情報を改変等する行為（著 113 条 4 項各号） ⑤ 音楽レコードを還流させ、輸入・所持する行為（著 113 条 6 項）	① いわゆる 海賊版 を 頒布目的 で 輸入 する行為、 海賊版と知りながら業として輸出 する行為等（著 113 条 1 項） ② いわゆる「リーチサイト」や「リーチアプリ」において、故意・過失により 侵害コンテンツへリンク等を提供 する行為（著 113 条 2 項） ③ リリーチサイト運営者・リーチアプリ提供者が 侵害コンテンツへのリンク提供を放置 する行為（著 113 条 3 項） ④ プログラムの著作物 について、 違法な複製物 であることを知りながら、 業務上コンピュータで使用 する行為（著 113 条 5 項） ⑤ 著作物の利用を管理する効果的な技術的手段（いわゆる アクセスコントロール ）等を 権限なく回避 する行為（著 113 条 6 項） ⑥ アクセスコントロールの一つである「ライセンス認証」を回避するために 不正なシリアルコード等を公衆に提供 等する行為（著 113 条 7 項） ⑦ 著作物に付された 権利管理情報を改変 等する行為（著 113 条 8 項） ⑧ 国内販売用レコード（CD 等も含む）と同一の内容の 海外販売用レコード を、 海外販売用であることを知りながら 、国内において 頒布する目的をもって輸入 し、または国内において 頒布 し、もしくは国内において 頒布する目的をもって所持 する行為*（著 113 条 10 項）

該当箇所	変更前	変更後
P108 Lesson11 著作権の侵害と救済 3 著作権侵害に対する救済 全体差し替え	省略	<p>著作権法では、著作権等を侵害した者に対する罰則が規定されています（著 119～124 条）。著作（財産）権等を侵害した者は、10 年以下の懲役もしくは 1 千万円以下の罰金に処されるか、これらが併科されます（著 119 条 1 項）。また、著作者人格権を侵害した者は、5 年以下の懲役もしくは 5 百万円以下の罰金に処されるか、これらが併科されま す（著 119 条 2 項 1 号）。</p> <p>ただし、故意により著作権等を侵害すれば、刑事罰の対象となりますが、過失の場合は、刑事罰は適用されません（刑法 38 条 1 項）。</p> <p>違法ダウンロード行為については、一定の要件を満たす場合に、2 年以下の懲役もしくは 2 百万円以下の罰金に処されるか、これらが併科されます（著 119 条 3 項）。</p> <p>侵害コンテンツへのリンク提供者に対しては、3 年以下の懲役もしくは 3 百万円以下の罰金に処されるか、これらが併科されます（著 120 条の 2 第 3 号）。</p> <p>リーチサイト運営者及びリーチアプリ提供者に対しては、5 年以下の懲役もしくは 5 百万円以下の罰金に処されるか、これらが併科されます（著 119 条 2 項 4 号、5 号）。ただし、自ら直接的にサイト運営・アプリ提供を行っていない、いわゆる「プラットフォーム・サービス提供者」は基本的に除外されます。</p> <p>法人の従業員等が著作権等を侵害した場合には、その従業員が処罰されるのに加えて、使用者である法人等にも罰金刑が科せられることがあります（両罰規定といいます。著 124 条）。著作（財産）権が侵害された場合を例に挙げると、行為者である従業員は 10 年以下の懲役または 1 千万円以下の罰金により処罰され（または両方に処せられ）、その使用者である法人には 3 億円以下の罰金刑が科されます。</p>

該当箇所	変更前	変更後
P186 Lesson17 種苗法 6 育成者権の効力が及ばない範囲 ④消尽 最終行の後に追加	…育成者権者の許諾を得る必要があります。	…育成者権者の許諾を得る必要があります。 なお、育成者は、品種登録出願時に、当該出願品種が保護されないおそれがない国や、当該出願品種の産地にしたい地域を指定し、 指定国以外の国への種苗等の輸出 や、 指定地域以外での栽培を制限 する旨を届け出すことができます（種 21 条の 2 第 1 項）。輸出・栽培地域に係る制限の内容は農林水産省のホームページ等で公表され、登録品種の種苗を業として譲渡する者は、登録品種であることを表示するとともに（種 55 条 1 項）、輸出・栽培地域に係る制限があること及びその内容を表示しなければなりません（種 21 条の 2 第 5 項）。これにより、登録品種の種苗等が譲渡された後でも、育成者権者の意図しない国へ輸出する行為や、意図しない地域で栽培する行為について、育成者権を及ぼすことができます。この場合は、自家増殖した登録品種の種苗等についても、同様に育成者権が及びます（種 21 条の 2 第 7 項）。
P186 Lesson17 種苗法 まとめ 追加	…④消尽の場合は、育成者権の効力が及ばない	…④消尽の場合は、育成者権の効力が及ばない ただし、育成者が品種登録出願時に、輸出可能国および栽培可能地域を指定し、指定国以外への輸出および指定地域以外での栽培を制限する旨を届け出ている場合は、種苗等の譲渡後であっても制限行為に対して育成者権の効力が及ぶ。

修正のあった条文一覧

ページ・条文番号	条文
P59 著作権法 63 条 3 項 修正	利用権（ 第一項の許諾に係る著作物を前項の規定により利用することができる権利をいう。次条において同じ。 ）は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。
P59 著作権法 63 条の 2 新規追加	利用権は、当該利用権に係る著作物の著作権を取得した者 その他の第三者に対抗することができる。
P61 著作権法 80 条 4 項 修正	第六十三条第二項、第三項及び 第五項並びに第六十三条の二 の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、 第六十三条第三項 中「著作権者」とあるのは「第七十九条第一項の複製権等保有者及び出版権者」と、同条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは「第八十条第一項（第二号に係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。
P68 著作権法 30 条 1 項 2 号 修正	技術的保護手段の回避（第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは 改変その他の当該信号の効果を妨げる行為 （記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約によるものを除く。）を行うこと又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像の復元を行うことにより、当該技術的保護手段によって防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によって抑止される行為の結果に障害を生じないようにすること（ 著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。 ）をいう。 第一百三十三条第七項並びに 第二百二十条の二第一号及び第二号において同じ。）により可能となり、又はその結果に障害が生じなくなった複製を、その事実を知りながら行う場合
P68 著作権法 30 条 1 項 3 号 修正	著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であって、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画（ 以下この号及び次項において「特定侵害録音録画」という。 ）を、 特定侵害録音録画であることを知りながら行う場合
P68 著作権法 30 条 1 項 4 号 新規追加	著作権（第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。以下この号において同じ。）を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であって、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の複製（録音及び録画を除く。以下この号において同じ。）（当該著作権に係る著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く。以下この号及び次項において「特定侵害複製」という。）を、 特定侵害複製であることを知りながら行う場合（当該著作物の種類及び用途並びに当該特定侵害複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。）
P68 著作権法 30 条 2 項 新規追加	前項第三号及び第四号の規定は、 特定侵害録音録画又は特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行う場合を含むものと解釈してはならない。

ページ・条文番号	条文
P68 著作権法 30 条 2 項 項番号変更	著作権法 30 条 3 項
P68 著作権法 47 条の 6 削除および項番号変更	著作権法 47 条の 6 第 2 項 削除 著作権法 47 条の 6 第 3 項～第 6 項を第 2 項～第 5 項に変更
P68 著作権法 47 条の 6 第 6 項 新規追加	第四十七条の三第一項 翻案
P70 著作権法 30 条の 2 第 1 項 修正	写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為（以下この項において「複製伝達行為」という。）を行うに当たって、その対象とする事物又は音（以下この項において「複製伝達対象事物等」という。）に付随して対象となる事物又は音（複製伝達対象事物等の一部を構成するものとして対象となる事物又は音を含む。以下この項において「付随対象事物等」という。）に係る著作物（当該複製伝達行為により作成され、又は伝達されるもの（以下この条において「作成伝達物」という。）のうち当該著作物の占める割合、当該作成伝達物における当該著作物の再製の精度その他の要素に照らし当該作成伝達物において当該著作物が軽微な構成部分となる場合における当該著作物に限る。以下この条において「付随対象著作物」という。）は、当該付随対象著作物の利用により利益を得る目的の有無、当該付随対象事物等の当該複製伝達対象事物等からの分離の困難性の程度、当該作成伝達物において当該付随対象著作物が果たす役割その他の要素に照らし正当な範囲内において、当該複製伝達行為に伴って、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
P70 著作権法 30 条の 2 第 2 項 修正	前項の規定により利用された付随対象著作物は、当該付随対象著作物に係る作成伝達物の利用に伴って、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

ページ・条文番号	条文
P72 著作権法 47 条の 5 第 1 項 修正	電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによって著作物の利用の促進に資する次の各号に掲げる行為を行う者（当該行為の一部を行う者を含み、当該行為を政令で定める基準に従って行う者に限る。）は、 公衆への提供等（公衆への提供又は提示をいい、送信可能化を含む。以下同じ。） が行われた著作物（以下この条及び次条第二項第二号において「 公衆提供等著作物 」という。）（公表された著作物又は送信可能化された著作物に限る。）について、当該各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、いずれの方法によるかを問わず、利用（当該 公衆提供等著作物 のうちその利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものに限る。以下この条において「 軽微利用 」という。）を行うことができる。ただし、当該 公衆提供等著作物 に係る 公衆への提供等 が著作権を侵害するものであること（国外で行われた 公衆への提供等 にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること）を知らずながら当該軽微利用を行う場合その他当該 公衆提供等著作物 の種類及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
P72 著作権法 47 条の 5 第 1 項 1 号 修正	電子計算機を用いて、検索により求める情報（以下この号において「 検索情報 」という。）が記録された著作物の題号又は著作者名、送信可能化された検索情報に係る送信元識別符号（自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。 第百十三条第二項及び第四項において同じ。 ）その他の検索情報の特定又は所在に関する情報を検索し、及びその結果を提供すること。
P72～P73 著作権法 47 条の 5 第 2 項 修正	前項各号に掲げる行為の準備を行う者（当該行為の準備のための情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従って行う者に限る。）は、 公衆提供等著作物 について、同項の規定による軽微利用の準備のために必要と認められる限度において、複製若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。）を行い、又はその複製物による頒布を行うことができる。ただし、当該 公衆提供等著作物 の種類及び用途並びに当該複製又は頒布の部数及び当該複製、公衆送信又は頒布の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
P80 著作権法 47 条の 3 第 1 項 修正	プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において実行するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。ただし、当該実行に係る複製物の使用につき、 第百十三条第五項 の規定が適用される場合は、この限りでない。

ページ・条文番号	条文
P101～102 著作権法 113 条 2 項 新規追加	<p>送信元識別符号又は送信元識別符号以外の符号その他の情報であつてその提供が送信元識別符号の提供と同一若しくは類似の効果を有するもの（以下この項及び次項において「送信元識別符号等」という。）の提供により侵害著作物等（著作権（第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）、出版権又は著作隣接権を侵害して送信可能化が行われた著作物等をいい、国外で行われる送信可能化であつて国内で行われたとしたならばこれらの権利の侵害となるべきものが行われた著作物等を含む。以下この項及び次項において同じ。）の他人による利用を容易にする行為（同項において「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等」という。）であつて、第一号に掲げるウェブサイト等（同項及び第百十九条第二項第四号において「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等」という。）において又は第二号に掲げるプログラム（次項及び同条第二項第五号において「侵害著作物等利用容易化プログラム」という。）を用いて行うものは、当該行為に係る著作物等が侵害著作物等であることを知っていた場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合には、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。</p> <p>一 次に掲げるウェブサイト等</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 当該ウェブサイト等において、侵害著作物等に係る送信元識別符号等（以下この条及び第百十九条第二項において「侵害送信元識別符号等」という。）の利用を促す文言が表示されていること、侵害送信元識別符号等が強調されていることその他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の態様に照らし、公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト等 ロ イに掲げるもののほか、当該ウェブサイト等において提供されている侵害送信元識別符号等の数、当該数が当該ウェブサイト等において提供されている送信元識別符号等の総数に占める割合、当該侵害送信元識別符号等の利用に資する分類又は整理の状況その他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト等 <p>二 次に掲げるプログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 当該プログラムによる送信元識別符号等の提供に際し、侵害送信元識別符号等の利用を促す文言が表示されていること、侵害送信元識別符号等が強調されていることその他の当該プログラムによる侵害送信元識別符号等の提供の態様に照らし、公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるプログラム ロ イに掲げるもののほか、当該プログラムにより提供されている侵害送信元識別符号等の数、当該数が当該プログラムにより提供されている送信元識別符号等の総数に占める割合、当該侵害送信元識別符号等の利用に資する分類又は整理の状況その他の当該プログラムによる侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるプログラム

ページ・条文番号	条文
P101～102 著作権法 113 条 3 項 新規追加	<p>侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行っている者（当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等と侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等以外の相当数のウェブサイト等とを包括しているウェブサイト等において、単に当該公衆への提示の機会を提供しているに過ぎない者（著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において提供されている侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続していることその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合を除く。）を除く。）又は侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等を行っている者（当該公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等とそれ以外の相当数のウェブサイト等とを包括しているウェブサイト等又は当該侵害著作物等利用容易化プログラム及び侵害著作物等利用容易化プログラム以外の相当数のプログラムの公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等において、単に当該侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等の機会を提供しているに過ぎない者（著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化プログラムにより提供されている侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続していることその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合を除く。）を除く。）が、当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において又は当該侵害著作物等利用容易化プログラムを用いて他人による侵害著作物等利用容易化に係る送信元識別符号等の提供が行われている場合であって、かつ、当該送信元識別符号等に係る著作物等が侵害著作物等であることを知っている場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合において、当該侵害著作物等利用容易化を防止する措置を講ずることが技術的に可能であるにもかかわらず当該措置を講じない行為は、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。</p>
P101～102 著作権法 113 条 4 項 新規追加	<p>前二項に規定するウェブサイト等とは、送信元識別符号のうちインターネットにおいて個々の電子計算機を識別するために用いられる部分が共通するウェブページ（インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される電磁的記録で文部科学省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の集合体（当該集合体の一部を構成する複数のウェブページであって、ウェブページ相互の関係その他の事情に照らし公衆への提示が一体的に行われていると認められるものとして政令で定める要件に該当するものを含む。）をいう。</p>
P101～102 著作権法 113 条 2 項 項番号変更および修正	<p>2 項→5 項</p> <p>プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によって作成された複製物（当該複製物の所有者によって第四十七条の三第一項の規定により作成された複製物並びに第一項第一号の輸入に係るプログラムの著作物の複製物及び当該複製物の所有者によって同条第一項の規定により作成された複製物を含む。）を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知っていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。</p>

ページ・条文番号	条文
P101～102 著作権法 113 条 3 項 項番号変更および修正	3 項→6 項 技術的利用制限手段の回避（技術的利用制限手段により制限されている著作物等の視聴を当該技術的利用制限手段の効果を妨げるにより可能とすること（著作権者等の意思に基づいて行われる場合を除く。）をいう。 次項並びに 第二百二十条の二第一号及び第二号において同じ。）を行う行為は、技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。
P101～102 著作権法 113 条 7 項 新規追加	技術的保護手段の回避又は技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とする指令符号（電子計算機に対する指令であって、当該指令のみによって一の結果を得ることができるものをいう。）を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもって製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は公衆送信し、若しくは送信可能化する行為は、当該技術的保護手段に係る著作権等又は当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなす。
P101～102 著作権法 113 条 4 項 項番号変更および修正	4 項→8 項 次に掲げる行為は、当該権利管理情報に係る著作者人格権、著作権、 出版権 、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。
P101～102 著作権法 113 条 5 項 項番号変更および修正	5 項→9 項 第九十四条の二、第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項に規定する報酬又は第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料を受ける権利は、前項の規定の適用については、著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権者」とあるのは「著作隣接権者（ 次条第九項 の規定により著作隣接権とみなされる権利を有する者を含む。）」と、同条第一項中「著作隣接権を」とあるのは「著作隣接権（同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。）を」とする。
P101～102 著作権法 113 条 6 項、7 項 項番号変更	6 項→10 項 7 項→11 項

ページ・条文番号	条文
P106～107 著作権法 119 条 1 項 修正	著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第三十条第一項（第百二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に定める私的使用の目的をもって自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、 第百十三条第二項、第三項若しくは第六項から第八項までの規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権（同項の規定による場合にあつては、同条第九項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第五号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第百十三条第十項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第三号若しくは第六号に掲げる者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
P106～107 著作権法 119 条 2 項 1 号 修正 著作権法 119 条 2 項 4 号、5 号 新規追加	次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者（ 第百十三条第八項 の規定により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。） 四 侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行った者（当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等と侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等以外の相当数のウェブサイト等（第百十三条第四項に規定するウェブサイト等をいう。以下この号及び次号において同じ。）とを包括しているウェブサイト等において、単に当該公衆への提示の機会を提供したに過ぎない者（著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において提供されている侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続していたことその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合を除く。）を除く。） 五 侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等を行った者（当該公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等とそれ以外の相当数のウェブサイト等とを包括しているウェブサイト等又は当該侵害著作物等利用容易化プログラム及び侵害著作物等利用容易化プログラム以外の相当数のプログラムの公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等において、単に当該侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等の機会を提供したに過ぎない者（著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化プログラムにより提供されている侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続していたことその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合を除く。）を除く。）
P106～107 著作権法 119 条 2 項 4 号 号番号変更および修正	四号→六号 六 第百十三条第五項の規定により著作権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

ページ・条文番号	条文
P106～107 著作権法 119 条 3 項 1 号、2 号 新規追加	<p>次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもって、録音録画有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となっているものに限る。）であって、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。）の著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であって、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）又は著作隣接権を侵害する送信可能化（国外で行われる送信可能化であって、国内で行われたとしたならば著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）に係る自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画（以下この号及び次項において「有償著作物等特定侵害録音録画」という。）を、自ら有償著作物等特定侵害録音録画であることを知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害した者</p> <p>二 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもって、著作物（著作権の目的となっているものに限る。以下この号において同じ。）であって有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権を侵害しないものに限る。）の著作権（第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。以下この号及び第五項において同じ。）を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であって、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の複製（録音及び録画を除く。以下この号において同じ。）（当該著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く。以下この号及び第五項において「有償著作物等特定侵害複製」という。）を、自ら有償著作物等特定侵害複製であることを知りながら行って著作権を侵害する行為（当該著作物の種類及び用途並びに当該有償著作物等特定侵害複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。）を継続的に又は反復して行った者</p>
P106～107 著作権法 119 条 4 項 新規追加	<p>前項第一号に掲げる者には、有償著作物等特定侵害録音録画を、自ら有償著作物等特定侵害録音録画であることを重大な過失により知らないで行って著作権又は著作隣接権を侵害した者を含むものと解釈してはならない。</p>
P106～107 著作権法 119 条 5 項 新規追加	<p>第三項第二号に掲げる者には、有償著作物等特定侵害複製を、自ら有償著作物等特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行って著作権を侵害する行為を継続的に又は反復して行った者を含むものと解釈してはならない。</p>
P107 著作権法 123 条 修正	<p>第百十九条第一項から第三項まで、第百二十条の二第三号から第六号まで、第百二十一条の二及び前条第一項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。</p>
P108 著作権法 124 条 1 項 1 号 修正	<p>一 第百十九条第一項若しくは第二項第三号から第六号まで又は第百二十二条の二第一項 三億円以下の罰金刑</p>

ページ・条文番号	条文
<p>P185 種苗法 21 条の 2 新規追加</p>	<p>第二十一条の二 品種登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合において、当該品種登録に係る育成者権の適切な行使を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、品種登録出願と同時に当該各号に定める事項を農林水産大臣に届け出ることができる。</p> <p>一 出願品種の保護が図られないおそれがある国への当該出願品種の種苗の流出を防止しようとする場合 次に掲げる事項</p> <p>イ 出願者が当該出願品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国（前条第二項ただし書に規定する国を除く。以下「指定国」という。）</p> <p>ロ 前条第二項ただし書に規定する国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する旨</p> <p>二 出願品種の産地を形成しようとする場合 次に掲げる事項</p> <p>イ 出願者が当該出願品種の産地を形成しようとする地域として指定する地域（以下「指定地域」という。）</p> <p>ロ 指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する旨</p> <p>2 前項の規定による届出をした者（その承継人を含む。次条第一項及び第二項並びに第二十一条の四第一項及び第二項において同じ。）は、次項の規定による公示（第十三条第一項の規定による公示と併せてされたものに限る。）前に限り、当該届出に係る指定国又は指定地域の指定の全部又は一部を取り消す旨を農林水産大臣に届け出ることができる。</p> <p>3 農林水産大臣は、第一項の規定による届出があった場合には、第十三条第一項又は第十八条第三項の規定による公示の際、これらの公示と併せて、それぞれ第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項（前項の規定による届出があった場合には、当該届出に係る変更後の事項。以下この項及び次項並びに第二十一条の四第三項において同じ。）又は第十八条第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項並びに当該届出に係る事項を公示しなければならない。</p> <p>4 農林水産大臣は、前項の規定による公示（第十八条第三項の規定による公示と併せてされたものに限る。）をした場合には、品種登録簿に第一項の規定による届出に係る事項及び当該公示をした年月日を記載するものとする。</p> <p>5 登録品種の種苗を業として譲渡する者は、農林水産大臣が前項に規定する公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種の種苗を譲渡する場合には、その譲渡する種苗又はその種苗の包装に、第五十五条第一項の規定による表示に加え、農林水産省令で定めるところにより、その種苗が第一項第一号ロ又は第二号ロに規定する制限が付されている旨及び当該制限の内容について当該公示がされている旨の表示を付さなければならない。</p>

ページ・条文番号	条文
P185 種苗法 21 条の 2 新規追加	<p>6 登録品種の種苗の譲渡のための展示又は広告を業として行う者は、農林水産大臣が第四項に規定する公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種の種苗の譲渡のための展示をする場合にはその展示をする種苗又はその種苗の包装に、当該公示に係る登録品種の種苗の譲渡のための広告をする場合にはその広告に、第五十五条第二項の規定による表示に加え、農林水産省令で定めるところにより、それぞれその種苗が第一項第一号ロ若しくは第二号ロに規定する制限が付されている旨及び当該制限の内容について当該公示がされている旨の表示を付し、又はこれらを表示しなければならない。</p> <p>7 農林水産大臣が第四項に規定する公示をした日の翌日以後は、前条第二項本文の規定にかかわらず、育成者権の効力は、当該公示に係る登録品種等についての第一項第一号ロ又は第二号ロに規定する行為（以下「輸出等の行為」という。）には及ぶものとする。</p>